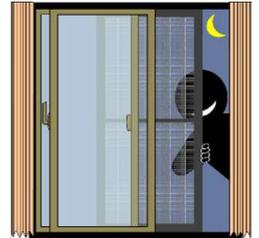


時短営業・休業中の店舗等の防犯対策！ (ストップ犯罪被害！！)

県内で新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、県では
「5月10日(月)から5月23日(日)までの2週間」
感染者数が多くなっている「鹿児島市、霧島市、奄美市、和泊町、
知名町の飲食店」に対する21時までの営業時間短縮要請を行っ
ています。

時短営業・休業中の店舗等を狙った盗難被害の発生が懸念
されるので、店舗等の関係者の方は、以下の「防犯ポイント」を
参考にしていただき、被害に遭わないよう防犯対策をお願いします！！



○ 現金や高額な商品を店内に保管しないようにしましょう！

どうしても貴重品を店内に保管する必要がある
場合には、特殊金庫等の頑丈な金庫に保管する
ようにしましょう！！



○ 店舗の出入口や窓は、確実に施錠し、補助錠をつけるなど「二重ロック」でドロボウの侵入を防ぎましょう！！

○ 侵入警報機器や防犯アラームなどを設置しましょう！！

○ 店舗出入口や駐車場などに防犯カメラやセンサーライトを設置しましょう！！



○ 店舗出入口に不要な物を置かないようにしましょう！！

【県警察からのお願い！！】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策に便
乗した詐欺に注意してください！！

○ 「電話でお金の話」は詐欺を疑いましょう！

○ 一人で慌てて対応せず、家族や知人、警察などに相談
してください！



鹿児島県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
不審な電話は、最寄りの警察署又は#9110 まで